

令和2年5月第1回臨時会会議録

令和2年豊郷町議会5月第1回臨時会は、令和2年5月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町	長	伊 藤 定 勉
教 育	長	堤 清 司
総 務 課	長	北 川 貢 次
総 務 課	長	山 田 裕 樹
税 務 課	長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課	長	森 ちあき
産 業 振 興 課	長	山 田 篤 史
地 域 整 備 課	長	岡 村 浩 孝
人 権 政 策 課	長	西 山 逸 範
社 会 教 育 課	長	中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書	記 久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議第32号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例等の一部を改正する条例） |
| 議第33号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 議第34号 | 専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）） |
| 議第35号 | 令和元年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 議第36号 | 令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第1号） |

河合議長 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和2年5月第1回豊郷町議会臨時会を開会いたします。

(午前8時50分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第1回臨時会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、2番、辻本勇議員、3番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、議第32号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例等の一部を改正する条例）及び日程第4、議第33号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、令和2年第1回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして格別のご理解を賜ってお

りますことに対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本臨時会には、承認案件 3 件、報告案件 1 件、補正予算案件 1 件を提案させていただいております。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第 3 2 号ならびに議第 3 3 号の専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第 3 2 号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。今回の改正は、令和 2 年 3 月 3 1 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町税条例等の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、豊郷町税条例本則第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 については、給与所得者、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの所要の措置であります。また、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応として、第 5 4 条では、現に所有者不明土地等を使用している場合は、使用者を所有者とみなすことができる規定、第 7 4 条の 3 については、現に所有している者の申告の制度化等の所要の措置であります。その他の改正につきましては、第 4 8 条、第 6 1 条、第 6 1 条の 2、第 9 8 条及び附則については関係条文の条ずれ、項ずれ及び皆減対応による改正でございます。

次に、議第 3 3 号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。今回の改正は、令和 2 年 3 月 3 1 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、本則第 2 条、国民健康保険税医療分の基礎課税額に係る課税限度額を、現行 6 1 万円から 6 3 万円に、介護分の基礎課税額に係る課税限度額を、現行 1 6 万円から 1 7 万円に引き上げる改正でございます。また、第 2 3 条では、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯への軽減を拡充する所要の改正でございます。いずれも令和 2 年 4 月 1 日施行であることから、地方税法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は簡潔・簡明で願いをいたします。質疑は一括質疑でございます。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず、議第32号で、先ほど町長の説明ありましたが、この36条の3の2、扶養親族等申告書が扶養親族申告書に改める、またその下の方の36条の3の3の見出し中、同条第1項各号列記以外の部分中、もしくは単身児童扶養者である者を削り、同項中第3号を削り第4号を第3号とすると、これは条ずれの話ですが、この扶養親族等申告書を扶養親族申告書というふうに改めると書いてあるんですが、この親族等の「等」は今回なくなるんですが、これはどういう意味合いで、どういう人、「等」の部分は何だったのか。それと下の方の、「もしくは単身児童扶養者である者を削り」とあるのは、これと関連しているのか、それを説明してください。

そしてもう1つ、固定資産税の使用者を所有者とみなすという形で、法第343条の第5項に規定する、こういうのを、所有者不明という中で、この使用者を所有者とみなすというのは、どういう根拠で固定資産税の課税対象者にするのか、町としての、これまで本人不在の中で使用者がいたケースは豊郷町でどのくらいあって、今回これによって、課税対象になる人たちはどういう人たちが対象になるのか、これ、本人とも合意しないとできないような感じがするので、どういう対象でこれを作って、台帳に載せるということまでの手続はどうするのか、ちょっと説明してください。

それと議第33号、これは国保税の課税上限、医療分と介護分がそれぞれ引き上がるんですけども、令和元年中、最高上限額が医療分で61万、介護分で16万ということを、今回63万と17万円に引き上げるんですが、令和元年度分でこの上限額、61万の対象世帯数、介護保険の対象世帯数で、今回が63万ということですが、これが減るのか増えるのか、今の景気の状態では減る人もいるんじゃないかと思いますが、これはどうなっているか。

それと、一方軽減世帯、5割軽減の人が、算定基礎が28万から28万5,000円と引き上がるわけです。また、2割軽減の人も51万から52万に引き上がるというので、令和元年度実績で、この引き上げ、28万でどのくらいいたのか、28万5,000円になると5割軽減の世帯は、今年豊郷町は残念なことに国保税を1世帯平均8,100円引き上げましたので、軽減された方もいらっしゃるんですけど、どういう影響が出てくるのか説明を。人数と、これによって令和2年度はどういうふうになるのか、推定を説明してください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず最初に、36条の3の2及び第36条の3の3ということでの詳細なご

説明ということでございますけれども、これは、難しく書いているんですけども、以前から扶養親族の中に寡婦、それから夫の寡夫の制度があったんですけども、これをなくし、ひとり親世帯ということで、未婚のひとり親も対象になるということから様式の変更でございます。

次に、固定資産の不明土地につきましてですけれども、上位法令によるんですけれども、私の想像するところですけども、空き家対策の一環であり、不明の土地やら家屋がありまして、そちらの方の、土地基本法の一部改正、法律に基づくものでありまして、所有者不明土地対策の観点から、人口減少社会に対応して土地施策を再構築するという事の思いから、こういうふうに制度が改正されたと思われま。

次に、議第33号ですけども、上限額の対象、今回の上限額の対象の世帯数ですけども、医療分ならびに介護分ともに7件で変更はございません。それから軽減でございますけれども、対象は31年度課税分で、30年の所得ですけれども、それを試算しましたところ、5割軽減については3件の増、人数的には6人、それから2割軽減については2件の増、人数的には5人です。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 33号の国民健康保険税条例のところ、これ、医療分、介護分、人数変わらないということですけども、この地方税法でこうやって引き上げを、町として条例提案をされてるんですが、こういう引き上げ、国がこういう変更をしたら同じように、同時に移行するというやり方というのは、各地方自治体の裁量権も働くんじゃないかと思うんですが、うちの場合、引き上げを同じように、同時にやっていくやり方というのは、法の趣旨からいうと、地方分権の豊郷の条例改正において必要なかどうなのか、軽減の方は、そうやって上がるのは別にいいと思うんですが、やっぱり今のコロナ不況の中、国保加入者というのは自営業者、そういう方が多いわけですけど、こういったことを町として勘案する、国でも国保税の減免、介護保険料の減免、その申請が出たら国庫負担でやりますよと言うてるときに、ますます上がるような、こういうのを町の裁量では変わらないのでしょうか、ちょっとその辺だけ説明してください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

町の裁量では及びません。以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、課長は町の裁量権がないという話でしたが、その根拠は何なのか、それだけをちょっと聞かしてください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

その根拠はということですが、国民健康保険の方で、国からの、今回のコロナの件もあるんですけれども、国からの補填ということで、特別地方交付金か、ということの影響もあるかなということで、以上です。

鈴木議員 議長、9番。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 最初は32号について3点、ちょっと教えていただきたいという点も含めて。1つは第2条関係の第5条ですが、旧が平成30年4月1日から平成31年9月30日で、今度、新、改正するのが平成30年4月1日から令和元年9月30日までとなっているんですが、今、令和2年なので、どういうことなのか。

それから、一番最後の第5条関係ですが、新の方では寡婦または単身児童扶養者が削除されるということは、対象がどうなるのか。これが削除されるということは、この対象者がどうなるのかということを知りたい。

それから3点目は、ちょっと今日、私、資料をお持ちするのを忘れたので教えていただきたいんですが、この第5条の関係で、固定資産税に関する経過措置というのがありますが、新型コロナウイルスの関係で、これも確か3月31日付で固定資産の減免措置を講ずるとというのが、令和2年から3年でしたか4年でしたか、特別措置を講ずるという、新型コロナウイルスに関する特措法が制定されていますが、これも3月、されていると思うんですが、記憶しているんですが、これも確か3月31日付だったと記憶しているので、その点がどうなっているのか教えていただければと思います。

それから33号の関係ですが、先ほど、それぞれ限度額が上がるということの対象者は7所帯でしたか、ということでしたが、この第23条の3の2までは対象者が7人だというのは分かりましたが、この3ですね、総所得金額及び山林所得金額の合算額についても、これが51万から52万円に引き上げられていますので、この対象世帯がどれだけなのか教えていただければと思います。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

税条例の大きな第2条のお話ですけれども、この2条につきましては、以前に、平成27年条例第22号で改正しました旧三級品のたばこ、ゴールデンバットとかしんせいやったと思うんですけれども、たばこの税率改正を段階的に引き上げるということの、その単なる皆減対応でございます。

それから、大きな第5条の対象につきましてですけれども、この第5条の中の改正条文の中に、第24条ですけれども、個人町民税の非課税の範囲ということで、従来、所得125万で障害者、寡婦に該当した場合には非課税であるということで、それが10万円、基礎控除が増額したことによる135万円で、非課税の範囲を広げたということでございます。その対象者ですけれども、平成31年度で、この制度で非課税になっているのが本町では240人でございます。

それから附則ですけれども、附則5条とおっしゃいましたけれども、附則の中の固定資産税の話が出たと思うんですけれども、固定資産税の減免についてということで、私、今、地方税法の改正で国からの状況を見ているんですけれども、今のところは減免というのはないんですけれども、令和3年度課税分から減免対象となるものが出てくるということで、次回の議会になるか分かりませんが、条例改正、令和3年度課税分に対しての減免でありますので、それまでに条例改正を行いたいと思います。

それから議第33号でございますけれども、先ほども説明いたしましたけれども、51万から52万の話ですけれども、今村議員にもお答えさせていただいた中で、軽減についてですけれども、51万ですから5割軽減ですかね、5割軽減の方で3件でございます。以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 単純明快に、ちょっと私、最近耳が少し聞こえなくなってることもあるのかもしれませんが、もう一度お聞きしますが、2条関係では今、条文改正やおっしゃりましたけれども、改正が令和元年9月30日となつてると、今はもう令和2年でしょうと、これはどうなっているのですかということをお聞きしたい、さっきの説明じゃよく分

からへんかった。さっきの説明は、期間で今まで訂正をしてきたと、これやったらもっと早く訂正すべきじゃないんですか。今、令和2年にどうしてこの令和元年9月30日までというのが、これが改正になるのかということをお聞きしましたので、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

それからもう1つ、5条関係でお聞きしたのは、寡婦または単身が取れるから、旧では、この対象者は寡婦または単身児童扶養者と分かると、これが取れるということは、では、課税対象者は誰になるのですかとお聞きしたので、誰になるのかというだけ単純にお聞きをお願いしたいと。

それから国保税の関係で言えば、今村議員に回答ないし、質疑にもありませんでしたので、その第3条の総所得金額及び山林所得の51万が52万に、新ではなっていますので、この対象者が何人ですかとお聞きしていますので、私の聞き取り方が十分聞き取れていないのであればおわびを申し上げますが、もう少し分かりやすく、単純にシンプルに回答をお願いいたします。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

第2条で分かりやすくということなんですけれども、地方税法等の改正で、うちも準則は来ているわけなんですけれども、そのとおりにさせていただいたところでございます。

それから次、第5条ですけれども、第5条で誰が対象になるのかということなんですけれども、第5条は非課税の範囲ということで、プラスアルファで寡婦、それから障害者という特別の控除を持っておられる方ということでございます。

それから、第33号の51万の対象、31年度の計算で申し上げますと、51万の5割軽減の対象やと思うんですけれども、203件でございます。以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第32号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第32号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税

条例等の一部を改正する条例)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第32号は承認することに決しました。

これより議第33号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第33号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第33号は承認することに決定いたしました。

日程第5、議第34号専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。

町長、提案理由の説明を終わります。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第34号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決処分いたしましたのは、令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,995万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を56億5,906万9,000円とするものでございます。歳入では、地方贈与税179万8,000円、配当割交付金6万1,000円、地方消費税交付金5万9,000円、自動車取得税交付金167万7,000円、地方特例交付金1,846万円、地方交付税4,960万6,000円、環境性能割交付金9万7,000円を追加し、利子割交付金43万8,000円、株式等譲渡所得割交付金120万5,000円、交通安全対策特別交付金16万2,000円を減額するものであります。

次に、歳出では総務費6,995万3,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款2地方贈与税から、款21環境性能割交付金につきましては、令和元年度各交付金等、実績額に伴う増額及び減額について専決処分をいたしました。

次に、歳出では10ページ、款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費6,995万3,000円を基金に積み立てるものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたの

で、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は簡潔簡明でお願いいたします。質疑はありませんか。

今村議員 12番。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第34号専決処分の承認、一般会計補正予算（第7号）について、8ページです。この歳入のところで、款8、項1、ここの地方特例交付金ですね、目1の。子ども・子育て支援臨時交付金、これ1,846万円交付されているんですが、これはどこに配分されるのでしょうか。これ、幼児保育の無償化の交付金だと思うんですが、町内の保育園とか、どこが対象で金額的にはどんだけいくのか説明をしていただきたいと思います。それからその下の款9の地方交付税のところでも、今回、特別交付税が4,960万6,000円、これ最終のこの金額が来たということですが、これはいつ県から通知がありましたか。また、これによりまして令和元年度の特交の確定金額は幾らになったのか説明してください。

そして10ページに、歳出で6,995万3,000円。これは総務関係で、財政調整基金に繰り入れるという積立金ですね。この6,995万3,000円を財調に積み立てて、現在高、幾らあるのでしょうか、説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、子ども・子育て支援臨時交付金の関係でございます。これにつきましては、本町の保育園・幼稚園の公立の、先ほどおっしゃっていただきました保育の無償化に係る部分でございますので、本町の保育園・幼稚園の部分でございます。

また、地方交付税の関係でございますが、いつ入ってきたかということでございます。これにつきましては最終が、普通交付税の方が昨年11月15日に収入をいたしたところでございまして、特別交付税の関係をおっしゃっていただいたと思うんですが、特別交付税の関係を見ますと3億2,960万6,000円ということでございます。また、財政調整基金の残高でございますが、財政調整基金の残高につきましては、令和元年度末現在高といたしましては約9億円ということでございます。以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 最初の子ども・子育て支援臨時交付金というのは、町には来たのは来たけど、公立じゃなくって、これは、町の場合は保育料、幼稚園・保育園の保育料無償化の費用というのは全額、10分の10、町が負担じゃないですか。民間の場合は国が4分の2と県が4分の1、町が4分の1と、そういう負担割合はあるやつだけど、ここに出てるのは、この交付金を私は民間だと思ってたんですけど、民間なら認可保育園もあれば企業保育園もある、町外の保育園に行ってる子もいる、だからそういうので配分はどうなってるんでしょうかということをお聞きしたんです。だからその辺、何か全然、ちょっと答えが違ってたような気がしたんです。

それと、地方交付税の特交のことですが、私は3月いつ確定ですかというのを聞いたかったんですが、これが入ってきたのが昨年11月の15日というふうに聞こえたんですが、いつも例年でしたら3月に県から通知が来るわけですが、これはどういう、今の答えも私は意味が分からなかったんです。その辺はどういう、私の質問とはちょっと違った答弁だったので、その辺、もう一度確認をさせていただきたい。その点をもう一度お聞きいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、民間は4分の1、子育てのための施設事業、認可外の保育施設も4分の1、私立の幼稚園は3分の1となっております。あと、特別交付金の交付税につきましては3月27日に交付決定があって、3月30日に。

今村議員 答弁が違う、だからどこに配分されたのかってさっきお聞きしたんですよ。この交付金の配分先を聞いてるんです。

総務課長 子ども・子育ての配分先、町の使い道ということでは保育料の方。

今村議員 だからどこの保育園とか民間、いろいろあるじゃないですか。だからどこに配分されるんですか。

総務課長 それは、公立は公立の分ですし、民間のところは民間の分で配分しているということ。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 いや、まだ答えてない。地方交付税はどうなったのか。

総務課長 特別交付税は3月27日に交付決定があって、3月30日にお金が入っているということ。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 子ども・子育て支援臨時交付金というのは、消費税を上げた分で、子供の幼児教育無償化に充てるというてやってきたやつですけれども、これは最初の半年だけ臨時交付金みたいなあったけど、結果的にはもう、町は全然、幼児教育無償化の財源は、町は全部、10分の10出さなあかんでいう中身じゃないですか。今回のこのお金は一体どこに配分されるのかというのを聞いたかったです。だからこれも町にも若干来るわけですか。制度的に言うと、豊郷町は町立で幼稚園も保育園もしていただいているから、その人件費とか経費に関しては、運営費に関しては町が独自に10分の10払わなあかんのですよ、この制度からいくと。民間の方は、国も県も町も一定補助はしますよと、負担割合があるんですよ。だからこの1,846万円はどういう配分になるのかというのを私は聞いたかったです。所管は教育委員会かどうか分かんないけど、それを聞きたいなと思っていました。お願いします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 今村議員の再々質疑にお答えをいたします。

先ほど私の説明でちょっと誤解を招いたようなことがございまして、私も言いたかったのは、ちょっと言葉足らずだったのかなということで、今村議員が丁寧に説明していただいたとおり、私立の場合は国が2分の1、県と市町で4分の1ずつ、今おっしゃっていただいたように、これは教育委員会の所管ですので、教育委員会からの算定の数字だったというふうに認識をしておりますが、本町で言いますと、公立ではない私立の、本町から通っておられる部分についての、そういう対象ではなかったのかなというふうに認識をしておるところでございまして。以上でございます。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第34号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第34号専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。賛成の諸君は起立を

願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第34号は承認することに決定いたしました。
日程第6、議第35号令和元年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第35号令和元年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和元年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の児童館施設費943万7,000円、社会資本総合整備事業2億9,537万1,000円、保健体育総務費245万2,000円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行例第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

河合議長 これで報告は終わりました。これより質疑を行います。質疑は簡潔簡明でお願いいたします。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。以上で議第35号の報告を終了いたします。

日程第7、議第36号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第36号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億6,770万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を57億1,970万7,000円とするものでございます。歳入では、国庫支出金7億5,720万3,000円、繰入金1,050万4,000円を追加するものであります。次に歳出では、総務費7億5,135万8,000円。民生費1,334万9,000円、商工費300万円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金7億4,385万4,000円につきましては、特別定額給付金に係る国庫補助金、同じく目2民生費国庫補助金1,334万9,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金であります。次に、歳出では6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7億5,135万8,000円につきましては、今回の特別定額給付金事業に係る経費等によるものであります。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費1,334万9,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費によるものであります。次に款7商工費、項1商工費、目1商工振興費300万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に係る経費によるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は簡潔簡明でお願いいたします。
質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第36号令和2年一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。私たちはこの間に、できる限りではありますが、町民の声を聞きとってまいりました。そこでまず出るのが、町や議会は何をしているのかというものでした。

河合議長 高橋さん、高橋さん、議題外にわたりますよ、やめてください。

高橋議員 いえ、お礼を言いたいです。遅きに失したとはいえ、本日議会が開かれたことは、町民の負託に応えることができることになり、喜びたいと思います。それでは。

河合議長 高橋さん、高橋さん、退席してもらいますよ。

高橋議員 いえいえ、質疑に移ります。

河合議長 質疑をしてください、質疑。

高橋議員 質疑に移ります。

町民の中から出た要望や、先進事例などをもとに。

河合議長 高橋さん、あなた、これ今、見てますか。議第36号。

高橋議員 一般、この会計の中に町独自施策というのが、先ほど全協で説明がありました。マスクのことはありましたけれども、そのほかに、町民の要望などがたくさん出てますのでね、それをご紹介しながら、独自施策への検討具合をお聞き

したいと思います。

まず、感染拡大防止、医療検査体制の強化などについて、町長は、この県とかね、協議とか、参加しておられると思いますので、検査をもっとね、たくさんの方に受けるための提案などは、この補正予算を組む中でね、検討なされたかどうかを教えてください。

2つ目です。子育て世代への支援策として、就学支援臨時給付金として、収入が著しく減った世帯の小学生から大学生などの保護者及びアルバイトができずに。

河合議長 高橋さん、ちょっと議題外にってますけど、今、何ページの何かという質疑をしてください。

高橋議員 子育て世代、例えば民生費のところにおきましても。

河合議長 いや、だから例えばじゃなしに何ページの何かで質問をしてください。

高橋議員 6ページの子育て世代、児童措置費とかの中の負補交で、1点だけは、国・県の施策をそのままということしかないんですけども、今、町民の中からは本当に困ってるところに、例えば著しく所得が減った保護者とか、アルバイトができずに困窮している学生に、応援金を。

河合議長 高橋さん、再三注意してますけども、あなたは質問の範囲を超えています。本題に戻ってください。もう、次言うたら退席ですよ。何回も言いましたよ。

高橋議員 それでは、町独自施策をこの補正予算に繰り入れるために、町としてはどんなことを考えて、マスクだけで終わったのかということをお教えてください。

それから、子供たちが今学校に行けずに、とても大変な思いをしているんですけども、今、学習権の保障のために町としてどんな取り組みをするということをお、この補正予算の審議をする中で提案をなさったのか。例えば、子供や保護者との情報交換はどうなっているのかとか、学校再開の見込みはどうするのかとか、そういうのがこの補正予算に見えてきていないということをお、補正予算にそういう見通しが全く入っていないということについて教えていただきたいわけです。そして、給食がないんですよ、手作り弁当で今協力しておられます、保護者は。それに応援支給、応援支援金としてね、今度は町内の仕出し屋さん、本当に困ってはります。そういうところと協働・協力していただいて、弁当を子供たちに、保育園や学童で頑張っている子供たちに応援することなど、考えないか。また、よその自治体では図書カードを子供たちに配っているところなどあります。そういう先進事例に学ぶということをお、この補正予算の審議でなさったのかどうか、入っていないということはどういう理由で、マスクだけで終わったのか教えてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 町民の皆さん方に、国が決めました10万円を、一刻も早く手元に届くように、今日まで努力し、内閣府にも昨日、銀行がちょっと、11日、開業日しか出せないということで、国の方から圧力かけて出すように、そのように要望もしたところであります。以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは再質疑をさせていただきます。

本当に皆さんも情報をいろいろお持ちやと思います。今、この臨時議会などにね、提案して、本当に困ってる子供たち、そして保護者、業者の皆さんを助ける施策、たくさん打ち出しておられますけれども、私たちの町の、この間のね、コロナウイルス対策を含んだ一般会計補正予算については、マスクだけで終わるということではなくて、本当に町民に寄り添った命と暮らし、そして経営を守る、そういう立場に立てば、もっともっとたくさんできることはあるんじゃないかということで質疑をしてるんですけども、そういうことは全く考えなかったんでしょうか。この間には、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 質疑にはお答えしますが、質問にはどうもお答えできませんので、よろしくお願いたします。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん、思いは皆同じですので、議案に沿って質疑をしてください。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

今、私、いろいろ町民の声をお届けしたわけですけども、今後、何かの形で取り組む意欲をここで、あるのかどうかを質疑させていただきます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議員の皆さんほか、たくさんおられますし、いろいろな意見を聞いておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、歳入歳出と、今回コロナ対策の補正が上がっているわけですが、町のコロナ対策本部長は町長で、主管、担当部署をまとめるのが総務課の課長の皆さんですけれども、2月の末からもう2カ月以上たっておりますが、町としては今回、1世帯当たり50枚のマスク配付というのが町独自の施策として挙がっています。それはそれで非常に、町民にとっては喜ばれることだと思います。その町として、今の町民の困窮度はどの辺が一番困窮度としてあるのか、子育て世代、高齢者、また介護、デイサービスもやっていただいていますし、介護従事者、また医療従事者、個人医院もありますし、豊郷町におけるこのコロナの、幸いなことにまだ1人の感染者も町から出ていないということはね、非常に町民の皆さんも、今のところはまだ、一定、ほっとしている面もありますが、このコロナはどんどん変異していくから、いつまた2波、3波が来るか分からないと専門家はみんなおっしゃっていますからね、こういった中で、豊郷町で、今回の補正は補正として、今後、やはり町として何が町民の皆さんの命と暮らしを守るために必要なのか。町としては、子供もずっと休業ですけど、何が今豊郷に必要なのかということ、どのように、この2カ月間、町民からいろいろな聴取をしたり分析をして、今後の対応の方向性、そういったことを、町長は当然課長の皆さんやらと話し合いはされていると思いますが、その点について、今後の町の対応はどういう形でしていくのかということをお聞きしたい。

そして、この歳出のところで、1人10万円の給付金とか、児童手当1万円上乗せ、それで県が持続化給付金に上乗せをするというような話のところの県の補填分が、これは委託料になっているけど、どこに委託するのかなと思いましたが、町内のどの辺が、今回のコロナで一番打撃を受けているのか、克服していかなきゃいけないことをどういうふう考えておられるのか、やはり町長と教育長から、それぞれの分野での町民に対する発信が必要だと思いますので、その点について答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは質疑にお答えします。質疑いうんか、発言せえいうことでさせていただきます。今日まで12回の対策会議を進めてきました。これがやはり、町民の皆さん方が感染されないように、まず第一にしていくというのが一番大切であります。そういった中で、今日まで県の対策会議にも出させていただきましたが、まず、何が大切かというのは、日本の医療体制が一番貧弱であると、

これは世界に広めたわけであります。それと、どの医療機関においてもしっかりと感染症病床がない、滋賀県で34床しかないんですよ。いかにして感染を広げない、豊郷町民の中から感染者を出さない、これが、12回も開いて口酸っぱく言って、そしてまず職員が絶対に感染することはなんということまで進めてきたところでございます。そういった中で、町民の中でいろんな業者さん、特に、祭りも中止になりゃ、いろんな懇親会やらも中止になって、一番苦労されている部署もあります。

今回、県が示した個人経営者10万円、そして小規模法人等が20万円、これは、全市町が県と歩調を合わせてやるものではありません。大阪は市町と府とで連携してやっておりますけれども、滋賀県の場合はなかなか、それぞれが勝手な道を行かれる市があります。それで我々は、市町村の場合はどうするかということで、一応、やはり県がこのように休業要請したので、しっかりと我々も、町としても町内業者を支援しようということで、この予算を上げさせていただいたわけであります。

これからしっかりと、また、いろんな状況が出てくると思いますが、まず、薬品がないというのはこれ、皆さんもう耳にたこができると思ってますけれども、2万件の検査がいまだに9,000件しかできていない、そういうことを見ますと、今日の医療体制をしっかりとしてもらおう。それで豊郷病院とも我々もいろいろお話もさせていただきました。大変なご苦労、ここで豊郷病院に、もし、このまま拡大しますと20床の感染病床をつくらないかん、そのときには町は頼むぞと、町だけではなかなか大変なことですけど、これは県としっかりと合わせてやっていかんらん、そういう話もさせていただいております。そういうことがまず第一であります。どうぞ、ご理解のほどよろしく願いいたします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 教育関連に関しまして、教育長として本町の教育を、この新型コロナウイルスの段階で、今どういうふうに考えているかということで、ちょっとお時間いただきたいと思っております。

ご存じのように、3月に入って、私の言葉からすれば、突然に休業ということになりました。その節には町民の方、あるいは議員の皆様をはじめ、ご協力、ご理解いただきまして、何とか休業に入っていました。ご存じのように3月ですので、学期末ということで、学習等には非常に難しいところもあったんですが、まとめの時期ということで、家での課題、復習をするというところで、

小学校、中学校は対応させていただきました。また、保育園に関しましては、やはり両親が働いておられるということで、希望保育ということでご協力をいただき、どうしても家で、あるいはご家族で預かれないお子様を中心に預かせていただきました。また、学童に関しましても、放課後児童クラブにおきましても希望ということで取り組ませていただいて、お預かりさせていただいております。一定、私のこの立場からいうと、どうなのかなという思いもあるんですけど、ある一定、町民の方、保護者の方にご理解いただき、ご協力いただいていることに、まずもって私は感謝申し上げたいと思います。

先ほどの話もありましたように、やはり命にかかわるといふ、また、密集といふところからは非常に難しい部分であります。また、休校、休業にいたしましても、本来、設置者である町の方の判断なんですけれど、やはり教育委員会のスタンスとしては、国あるいは県の通知なり指示を待って、それを受けて学校が取り組んでいくという、そういうスタンスで今までまいっていました。町の方の新型コロナウイルス対策会議も開催され、私も入っているんですけど、当然、教育関係も非常に幅広い部分があります。図書館しかり、支援センターしかり、そういった部分では教育委員会といたしましても施設責任者会議、あるいは教育委員会会議ということで十数回開催して、情報交換、あるいはこういった手だてを講じるのが一番いいかというような協議も重ねてまいりました。特に3月の教科分については、4月に入って次の年度で教えるということの確定とか、あるいは今、4月、5月も休業ということで、こういった部分が、今後学習の中に弊害が起きてくるのか、今後の予想ですけど、夏休みは、このままでいくと非常に短縮しなければいけないということになってくるんじゃないかなと思います。

こういった場合も、やはり休業宣言だけではなくて、やはり表裏一体として、学習の保障をどうしていくのかといふところから絶えず出てこないかと、保護者の方は非常に心配されるのではないかと思います。そういった部分では、県下でもいち早く、夏休みは短縮しますよといふところをお知らせさせていただいたところがございます。保護者の中には医療従事関係者もおられます。非常にそういった部分では、わが子を集団の中に入れること、あるいは保護者自身も心配されてる方もおられます。そういった部分もいろいろと耳にしながら、よりよい、やはり子供たちにとって、生活が送れるように、学校と、子供たちへの連携も深めている状況であります。電話での確認、あるいはポスティング等で課題を与えていく、今までは振り返る課題だったんですけど、これからは予習の方にも力を入れていこうといふところでご協力をいただいているところ

もあると思います。いち早く、こういった終息宣言がされて、正常な学校教育、教育が戻ることを願っておりますので、その節には、またよろしく願いいたします。以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言はありませんか。

議員 なし。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員 令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)に対する賛成討論を行います。

日本社会は、コロナウイルスにより全国に緊急事態宣言が出され、経済、仕事、学業、文化、スポーツなど、社会生活の全ての面に大きな影響を与えていますが、緊急事態宣言そのものは、さらに5月31日まで延長されることになり、これからどのような影響が出るのか心配がされるところであります。

国民の生活が深刻になる中、遅きに失したという感はありますが、とにもかくにも、国民一人当たり10万円の給付が実現をしたことには賛成であります。この上は、一日も早く町民の皆さんの手に届くように迅速に取り組むことを要望いたします。

また、このコロナによる被害は、町内でも5月初めまでで数万食に及ぶキャンセルがあった業者の方や、売り上げが9割減ったという飲食店や仕出し屋さんなど、大きな被害が出ています。今、全国でも、県内でも、それぞれの自治体で工夫を凝らした支援策が打ち出されています。今回、本町でも全世帯にマスク一箱が配布されるということが提案されています。これはこれといたしましても、さらに本町でも、知恵と工夫を凝らして本町独自の支援策を講じることをお願いをいたして、賛成討論といたします。以上です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第36号について採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、本臨時会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて、令和2年5月第1回臨時議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時03分 閉会)